

公立大学法人山梨県立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程

(平成22年4月1日制定 法人第4103号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則第41条第3項の規定に基づき、教職員の育児休業及び介護休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令等との関係)

第2条 育児休業及び介護休業等に関し、この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護法」という。）、その他の関係法令及び諸規定の定めるところによる。

(育児休業の対象者)

第3条 育児のために休業することを希望する教職員であって、3歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。

(育児休業の申出)

第4条 育児休業をしようとする教職員は、理事長が別に定めるところにより、理事長に申し出るものとする。

2 前項の申出は、原則として一子につき2回まで行うことができる。

(育児休業の承認)

第5条 理事長は、教職員から前条に規定する申出があったときは、当該申出を承認しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる教職員のうち、労使協定で育児休業をすることができないものとして定められた教職員に該当する教職員からの育児休業の申出があったときは、理事長はその申出を拒むことができる。

(1) 引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員

(2) 育児休業の申出があった日の翌日から起算して1年以内に雇用期間が終了することが明らかな教職員

(3) 1週間の所定勤務日数が2日以下の教職員

(育児休業の期間等)

第6条 理事長は、子が3歳に達する日までを限度として、前条の申出がされた期間を承認する。

2 期間の変更等については、理事長が別に定めるところによる。

(育児休業中の身分)

第7条 育児休業中の教職員は、教職員としての身分を有し、業務には従事しない。

(育児休業をしている教職員の期末手当等の支給)

第8条 公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第25条に規定する基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与規程第29条に規定する基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした教職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、理事長の定めるところにより、号給を調整することができる。

(退職手当の通算)

第10条 育児休業をしている教職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、公立大学法人山梨県立大学教職員退職手当規程第16条第4項の規定による。

(年次有給休暇)

第11条 育児休業を終了して復帰する教職員の年次有給休暇については、理事長が別に定める。

(育児短時間勤務)

第12条 小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、当該子を養育する教職員が申し出た場合には、当該子がその始期に達するまで、当該教職員の所定勤務時間を6時間とすること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。

2 第5条第2項第1号及び第3号の規定は、前項の申出があった場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第12条第1項」と、「育児休業」とあるのは「育児短時間勤務」と読み替える。

3 育児短時間勤務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(育児部分休業)

第13条 教職員は、中学校就学の始期に達するまでの子と同居し、当該子を養育するために申し出た場合には、育児部分休業を受けることができる。

2 前項の規定による育児部分休業を取得しようとする教職員は、1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における育児部分休業を請求するかを理事長に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内(第4項において「第1号部分休業」という。)

(2) 次のイ又はロに掲げる教職員の区分に応じ、当該イ又はロに定める時間の範囲内(第4項において「第2号部分休業」という。)

イ 常勤職員 77時間30分

ロ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

3 前項の1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 理事長は、教職員から第2項による申出があったときは、第1号部分休業にあつては30分を単位として、第2号部分休業にあつては1時間を単位として承認するものとする。

5 第5条第2項第1号及び第3号の規定は、第2項の申出があった場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第13条第1項」と、「育児休業」とあるのは「育児部分休業」と読み替えるものとする。

6 育児部分休業については、公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程(以下「教職員給与規程」という。)第4条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

7 育児部分休業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(育児のための所定外労働の免除)

第14条 小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、当該子を養育するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定勤務時間を超えて労働させることはない。

2 第5条第2項第1号及び第3号の規定は、前項の請求があった場合について準用する。この場合において「前項」とあるのは「第14条第1項」と、「申出」とあるのは「請求」と、「育児休業」とあるのは「育児のための所定外労働の免除」と読み替えるものとする。

3 所定外労働の免除を受けようとする教職員は、理事長が別に定めるところにより、理事長に請求しなければならない。

4 当該請求を行った教職員が、免除開始予定日の前日までに請求した子の死亡等により子を養育しないこととなった場合には、請求はなかったものとみなす。この場合において当該請求を行った教職員は、当該事由が発生した日に理事長に申し出るものとする。

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除を受けた教職員はその旨を理事長に申し出なければならない。この場合において、当該免除期間の終了日はそれぞれ各号の区分に応じ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 子の死亡等免除に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日
- (2) 当該免除を受けた教職員について、産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

(育児を行う教職員の早出遅出勤務)

第15条 理事長は、次の各号に掲げる教職員が、理事長が定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、事業の運営に支障がある場合を除き、当該教職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、教職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項及び第26条において同じ。）をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある教職員

2 前項に規定するもののほか、育児を行う教職員の早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、理事長が定める。

(育児を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第16条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、理事長が定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、理事長が定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、公立学校法人山梨県立大学教職員の勤務時間等に関する規程第6条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、理事長が定める。

(出生時育児休業)

第16条の2 育児のために休業することを希望する教職員であって、産後休業を受けておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する教職員は、この規程に定めるところにより4週間以内の期間の出生時育児休業を受けることができる。

2 第5条第2項、第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条の規定は、前項の申出があった場合について準用する。この場合において「前項」とあるのは「第16条の2第1項」と、「育児休業」とあるのは「出生時育児休業」と、「1年以内」とあるのは「8週間以内」と読み替えるものとする。

3 出生時育児休業をすることを希望する教職員は、理事長が別に定めるところにより、原則として、出生時育児休業を開始しようとする日の2週間前までに、理事長に申し出るものとする。

4 前項の申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出なければならない。

5 理事長は、教職員から前項に規定する申出があったときは、当該申出を承認しなければならない。

6 出生時育児休業については、教職員給与規程第4条の規程にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

7 出生時育児休業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(妊娠又は出産等についての申出をした教職員に対する意向確認等)

第16条の3 理事長は、教職員が理事長に対し、当該教職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該教職員（以下この項、次項及び第3項において「申出教職員」という。）に対して、育児休業（出生時育児休

業を含む。以下この項及び次条において同じ。) に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る申出教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 理事長は、教職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、申出教職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

3 理事長は、第1項の措置を講ずるに当たって、申出教職員に対して次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出教職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(次項第2号、第27条の2第1項及び第27条の3第1項において「請求等」という。)に係る申出教職員の意向を確認するための措置

(3) 第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出教職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出教職員の意向を確認するための措置

4 理事長は、3歳に満たない子を養育する教職員(以下この項において「対象教職員」という。)に対して、子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象教職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象教職員の意向を確認するための措置

(3) 対象教職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象教職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象教職員の意向を確認するための措置

5 理事長は、第3項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(育児のための勤務環境の整備に関する措置)

第16条の4 理事長は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

(1) 教職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(介護休業の対象者)

第17条 教職員が、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹又は孫(第27条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「介護を要する親族」という。)の介護をする場合は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる教職員のうち、労使協定で介護休業をすることができないものとして定められた教職員に該当する教職員からの介護休業の申出があったときは、理事長はその申出を拒むことができる。

(1) 引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員

(2) 介護休業の申出の日から93日以内に雇用期間が終了することが明らかな教職員

(3) 1週間の所定勤務日数が2日以下の教職員

(介護休業の申出)

第18条 介護休業をしようとする教職員は、理事長が別に定めるところにより、理事長に申し出るものとする。

(介護休業の期間等)

第19条 理事長は、介護を要する親族の各々につき、3回を超えず、かつ、通算して93日間までの範囲内で必要と認められる期間を原則として、前条の申出がされた期間を承認する。

2 期間の変更等については、理事長が別に定める。

(介護休業中の身分)

第20条 介護休業中の教職員は、教職員としての身分を有し、業務には従事しない。

(給与)

第21条 介護休業については、教職員給与規程第4条の規程にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(退職手当の通算)

第22条 介護休業をしている教職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、公立大学法人山梨県立大学退職手当規程第16条第4項の規定による。

(復帰)

第23条 介護休業を終了して復帰する教職員については、原則として介護休業開始日前の職場に復帰させるものとする。ただし、組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第24条 介護休業を終了して復帰する教職員の年次有給休暇については、理事長が別に定めるところによる。

(介護部分休業)

第25条 教職員は、介護を要する親族を介護するために申し出た場合には、1日につき4時間の範囲内で、1時間単位の介護休業（以下「介護部分休業」という。）を受けることができる。

2 第17条第2項の規定は、前項の申出があった場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第25条第1項」と、「介護休業」とあるのは「介護部分休業」と読み替えるものとする。

3 介護部分休業については、教職員給与規程第4条の規程にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 介護部分休業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(介護のための所定外労働の免除)

第25条の2 介護を要する親族のある教職員が、当該介護を要する親族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定勤務時間を超えて労働させることはない。

2 第17条第2項第2号及び第3号の規定は、前項の請求があった場合について準用する。この場合において「前項」とあるのは「第25条の2第1項」と、「申出」とあるのは「請求」と、「介護休業」とあるのは「介護のための所定外労働の免除」と読み替えるものとする。

3 所定外労働の免除を受けようとする教職員は、理事長が別に定めるところにより、理事長に請求しなければならない。

4 当該請求を行った教職員が、免除開始予定日の前日までに請求した親族の死亡等により親族を介護しないこととなった場合には、請求はなかったものとみなす。この場合において当該請求を行った教職員は、当該事由が発生した日に理事長に申し出るものとする。

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除を受けた教職員はその旨を理事長に申し出なければならない。この場合において、当該免除期間の終了日はそれぞれ各号の区分に応じ当該各号に掲げる日とする。

(1) 親族の死亡等免除に係る親族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生

した日

- (2) 当該免除を受けた教職員について、産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

(介護を行う教職員の早出遅出勤務)

第26条 理事長は、介護を要する親族のある教職員が、理事長が定めるところにより当該介護を要する親族を介護するために請求した場合には、事業の運営に支障がある場合を除き、当該教職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、介護を行う教職員の早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、理事長が定める。

(介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第27条 理事長は、介護を要する親族のある教職員が、理事長が定めるところにより当該介護を要する親族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 理事長は、介護を要する親族のある教職員が、理事長が定めるところにより当該介護を要する親族を介護するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。

- 3 前2項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、理事長が定める。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った教職員に対する意向確認等)

第27条の2 理事長は、配偶者等が当該教職員の介護を必要とする状況に至ったことを教職員が申し出たときは、当該教職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 理事長は、教職員に対して、当該教職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(介護のための勤務環境の整備に関する措置)

第27条の3 理事長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- (1) 教職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、教職員の育児・介護休業等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の規定により理事長が定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間、「山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成4年山梨県条例第1号）」、「山梨県職員の育児休業等に関する規則（平成4年山梨県人事委員会規則第3号）」、「山梨県職員服務規程（昭和43年山梨県訓令甲第5号）」、その他山梨県の関係例規及び通知等を準用する。

- 3 この規程の施行日の前日において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業（時間単位のものも含む。）の承認を受

けている教職員であって、施行日において公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の教職員であるものは、この規程の定めるところにより育児休業等が承認されたものとみなす。

- 4 この規程の施行日の前日において、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山梨県条例第5号）第16条の規定により介護休暇（時間単位のものも含む。）の承認を受けている教職員であって、施行日において法人の教職員であるものは、この規程の定めるところにより介護休業等が承認されたものとみなす。
- 5 第5条第2項第1号及び第14条第2項第2号で規定する引き続き雇用された期間については、公立大学法人山梨県立大学の教職員以前の山梨県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

附 則

この規程は、平成24年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。
（育児部分休業に関する経過措置）
- 2 改正後の公立大学法人山梨県立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程第13条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における育児部分休業の承認を請求する場合における同号の規定の適用については、同号イ中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号ロ中「10」とあるのは「5」とする。